

小牧市教労 2015 年度 後期対市交渉記録

- 1 日 時 2016年3月23日(水) 16:20~
- 2 場 所 市役所東庁舎 4階 本会議用控室
- 3 参加者 市教委 伊藤教育部次長 植松学校教育課課長 松永教育総務課課長
山本学校教育課課長補佐 采女学校教育課指導主事
組 合 大久保執行委員長 松田書記長 百瀬会計委員 内田愛教労副議長
(記録 岩脇・石田)

4 交渉次第

進行：采女指導主事

(1) 挨拶

大久保委員長

お忙しいところ時間をとっていただきありがとうございます。教職員は「子どものために」ということで労働時間がないがしろにされてしまいがち。しかし、健康があってこそ健全な教育がなされると思う。教職員の健康ということを考えて、1歩でも2歩でも前進できるような話し合いができたらいいと思うのでよろしく。

伊藤教育部次長

日頃は学校教育に対してご尽力ありがとうございます。ご要望にはできる範囲で対応していきたい。

(2) 回答書受理

(3) 交渉

司会：松田書記長

I いじめ・不登校・子どもの「荒れ」に十分対応できる労働条件の改善に関すること

1. 労働安全衛生法に基づき、職場の教職員の健康と安全を守り、快適な労働条件をつくる組織と環境を確立してください。そのために、以下のことに至急取り組んでください。

(1) 学校職員における「安全衛生管理に関する要綱」の以下のことに至急取り組むこと。

① 常時50人以上を有する職場においては、産業医を配置し、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 努力していく。校内安全衛生委員会については該当校に周知している。

② 4月に各学校において小中学校教職員安全衛生管理者及び衛生推進者を発表し、その職務内容を全職員に報告させるとともに、当該職員に対する研修を速やかに実施すること。

回答： 努力していく。

③ 安全衛生委員会で以下の点を調査・審議し、その結果を各職場（全職員）に配布すること。

ア 時間外労働時間の把握及びその縮減に向けての方策

イ 定期健康診断の結果とその事後措置

ウ 精神疾患等、職員の健康に関わる諸問題

回答： 安全衛生委員会の協議結果を職員に周知するようにする。在校時間の把握及び縮減に向けての方策は各校で努めている。

④ 定期健康診断の事後措置を衛生管理者と産業医（衛生管理医）により適切に講じること。

回答： 努力したい。

⑤ 職員全員の健康診断を実施すること。

回答： 努力したい。

⑥ 健康の保持・増進を図るための講習会を実施し、希望者全員が参加できるようにすること。

回答： 努力したい。

(2) 「安全衛生管理に関する要綱」を改訂し、以下のように取り組むこと。

① 50人未満の学校においても、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 現時点では、考えていない。

② 安全衛生委員会の構成員に産業医を加えること。当面、衛生管理医が各学校を巡回できるようにすること。

回答： 考えていない。

(3) 吹きつけアスベスト等だけでなく、防音・断熱等の用途で使用されている飛散性アスベストの状態についても調査・点検し、解体・災害等で飛散の恐れがある場合は、飛散防止のための適切な措置を講ずること。また、アスベストの状態・それへの対応については、職員・児童生徒・保護者に対して、明らかにすること。

回答： 現状では適切な措置が講じられていると把握している。本年3月に各学校にアスベスト存在箇所を周知している。

(4) 療養休暇を取得しやすくするよう校長を指導すること。

回答： 職員が休暇を取得しやすいように、各校で努めている。

(5) 再任用職員・非常勤職員・委託職員等を含めた全教職員の勤務時間を明示し、共通理解の下、働くことができるようにすること。

回答： 勤務時間は、勤務時間明示書により個別に明示している。

(6) 特別支援学級在籍の児童生徒対応の介助員を市の予算で配置すること。

回答： 現時点では考えていない。

(7) 休憩時間が保障されるように男女別の休養室を設置すること。

回答： 検討したい。

(8) 専門のカウンセラー・適応教室の指導員を増員すること。

回答： 今後の課題としたい。

(9) 養護教諭の複数配置校以外の学校に、年度初めの健診時及び宿泊的行事の際に非常勤の養護教諭の配置をすること。

回答： 現時点では、増員は考えていない。

＝労働安全衛生体制の確立に関すること＝

《協 議》

(在校時間の適正把握について)

組合 在校時間について「適正に把握している」と回答しているが、小牧市は出校時間と退校時間と在校

時間だけの不十分なシート。それに、県が11月に行った在校時間調査の一覧を見ると、同規模の他市と比べて極端に80時間超と100時間超の人数が少ない。校長が一人一人の在校時間を適正に把握してないところに問題があるのではないか。

<資料> 在校時間等の状況 2015年11月県教委実施在校時間調査結果より

市町村名	小学校数	提出対象人数	提出人数	100時間超の人数	80時間超 100時間以下
小牧市	16	458	458	3	8
瀬戸市	20	412	410	16	24
刈谷市	15	408	407	52	47

市町村名	中学校数	提出対象人数	提出人数	100時間超の人数	80時間超 100時間以下
小牧市	9	294	294	19	14
瀬戸市	8	223	223	39	32
刈谷市	6	248	248	123	38

組合 ある学校では教頭がシートを見て計算し、80時間超・100時間超の人のみ校長に超過時間数と氏名を報告。校長はその人にだけ声をかけているとのことである。その校長は、この程度の把握で「適正に把握」していると思っている。この校長に限らず、概ね市内の学校は同じような状況ではないか。

組合 すべての教職員の服務監督者である校長が、すべての教職員の時間外労働を把握しないとしたら、それは労働安全衛生規則違反である。(資料5ページ・「規則52条」を示しながら)「52条」では、職員の一人一人の時間外・休日労働時間の算定を義務づけている。だから、それが算出できるシートを使い、100時間超の人が出たなら、50人以下の職場であっても労働者からの申し出があれば面接指導を受けさせる義務が校長にはある。

在校時間記録をつける目的には労働者自身が自分の働き方に注意をするということもある。小牧市のシートでは本人が自覚することすらできない。正確なシートを作り、校長が一人一人の実態をしっかりとつかむことが必要。過労死が起こらないような安心安全な学校を作るためにもぜひシートの改善を市教委から強く指導助言をしてもらえないか。

組合 以前の交渉のとき、時間外が集計できるものの方が望ましいということは確認された。時間外を集計できるシートを校長会で紹介すると言われたが・・・。

教委 紹介はした。

組合 しかし、本校の教頭は知らなかった。そんな便利なものがあるのなら・・・ということで来年度からは使うと言っていた。本人が時間外労働を把握するうえでも最低限必要なものだと思っている。市教委がやる気になれば簡単にできる。4月から25校一斉に時間外がわかるシートに変えるよう指示してもらえないか。

教委 自分が校長の時は、全部自分が手計算し、一人一人の先生を呼んで・・・というやり方をした。だから、「これを使え」とは言えない。どれを使ってもいいではないか。

組合　　こういうシートを使えば校長もわざわざ自分の時間を使って計算しなくて超過時間が簡単に出る。小牧市は今年度休職の方が一人しかみえないというのはすばらしいことだが、正確に把握すれば100時間超の先生はもっと増えるかもしれない。いつ過労死が出るかわからない。市教委から「このシートを使ってください」という指示が出れば、校長先生もありがたいし、職員も自分の働き過ぎ度をチェックできてありがたい。

組合　　コンピュータで自動計算できれば、手計算に使っていた時間をほかのことに回せる。
教委　　皆さんの意見としてよくわかりますが、自分は手で計算します。紹介はするが、こちらを使えばきちんと管理でき、校長が計算したらいい加減な数字になるというのは校長に失礼になる。

組合　　名古屋市の場合、約1万人の教職員がいるが、本人からの面接希望はほとんどない。市教委が産業医にデータを渡し、産業医から本人に面接勧奨をすれば、面接者は増える。「規則52条」通りに面接を受けられるようにすべきである。

組合　　健康を守るのはまず本人。本人が自覚できるようなシートがちょっとの手直しのできるのなら早急に改善すべきである。

組合　　(別件で)総括安全衛生委員会で話題にあがった内容を教えてほしい。

教委　　細かい記録はないが、長時間労働について学校がどんな対策をとっているかについて話した。

組合　　それは11月の労働時間把握の資料に基づいて話し合われたのか。

教委　　違う。

組合　　法令により衛生委員会で話し合うべき内容が決められている。小牧市も基本的な部分から構築してほしい。

<資料>厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署発行リーフ「過重労働による健康障害を防ぐために」より

衛生委員会等での調査審議事項

長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

- ①長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策の実施計画の策定に関すること
- ②面接指導等の実施方法及び実施体制に関すること
- ③労働者の申出が適切に行われるための環境整備に関すること
- ④申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われることがないようにするための対策に関すること
- ⑤面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施対象者（法令により義務づけられている面接指導の実施対象者を除く。）を定める基準の策定に関すること
- ⑥事業場における長時間労働による健康障害の防止対策の労働者への周知に関すること

組合　　小牧市は県教委から調査依頼のある11月以外は把握しないという立場だが、今後もそうなのか。
教委　　基本的にはそうである。

組合　　これからもずっと学校任せということは、市教委が「安全配慮義務違反」をしていると思わざるをえない。各学校は調査しているのだから、市教委に提出させるだけのこと。それがなぜ11月以外はできないのか。

組合　　今年度末の小牧市の休職者は1人だったというこのよい状況を保つためにも、市教委が在校時間記録を毎月把握することは重要ではないか。

組合 4月から現状より1歩でもいいから変えるという約束がほしい。時間外のわかるシートを使うとか・・・
教委 1歩進めたいという気持ちはわかるが、市教委が把握することと休職や療休の人数は一致しないだろう。

(産業医の配置について)

組合 産業医の配置について新たに2校分の予算しかとられてないそうだが、4月からもっと多くの学校が50人以上に該当すると思われる。予算がないから産業医をつけないというのは法律違反。補正予算を組んでも配置すべき。市教委はどう考えているか。

教委 (沈黙)

組合 市教委として見込み数を申請したのか。

教委 (沈黙)

組合 産業医にはどれだけの予算がついているのか。

教委 1回2万円。6校分で、2(万)×12(月)×6(校)。

組合 何の根拠もなしに予算申請はしないはず。

教委 2校分申請した。(新年度何校が50人以上になるかを)つかむのは難しい。

組合 産業医の巡視項目は「作業管理」「作業環境管理」「健康管理」と3項目である。大事なことばかり。産業医は月1回校内巡視して、校内衛生委員会で報告し、改善策等を助言する。産業医の役割は重要である。4月以降に新たに50人以上の学校が2校より多いことがわかった場合、補正予算を組んでもらえるのか。

教委 (沈黙)

組合 法律違反になるので監査請求を起こせば市教委は負けることになる。

(アスベスト問題について)

組合 小牧南小学校で、天井をはがして電灯つける工事をするなかで、アスベストの存在が発見された。工事はストップされ、安全も確認された。しかし、文科省からも指導されているように、保護者や児童にも知らせるのが筋ではないか。

教委 関連法令に則って対応した。

組合 安全工事については信頼しているが、きちんとその状況を保護者に知らせる必要はないのか。

教委 現在アスベストが残っている学校については図面におとしファイルして、3月に当該学校に通知した。

組合 学校は災害時の避難場所になる可能性が高い。知らずにアスベストを吸ってしまう危険性もあるので住民にも知らせるべきであると思うが。

組合 学校長の判断で知らせてもよいか。

教委 今のところ学校への周知で考えている。今現在アスベストは完全に密封され安全な状態にある。災害時、密閉部分が緩んだところがあればそこには立ち入らないような措置が、現場も事務局もできるよう対策をとった。今の段階であえて保護者にまで伝える必要があるかどうかについては結論が出ていない。

組合 アスベストの存在箇所資料を基に定期的に市の点検が必要。現場の職員ははがれていてもそれがアスベストとは知らずにいることもある。

教委 だから今回存在箇所を学校の先生方にも周知してもらえるように示した。なにかあったらすぐ教育総務課に知らせてください。

(療養休暇について)

組合 短い療養休暇(特定療養休暇)を年休なみに簡単に取れることを知らない人がほとんどなので、書類を各個人に配るよう指導していただきたい。安心して取れるよう配慮を。

2. 2015年2月26日最高裁で確定した鳥居公務災害名古屋地裁判決(2011年6月29日)及び名古屋高裁判決(2012年10月26日)の「(学年学級事務や部活動など)やらざるを得ない時間外の勤務は校長による黙示の『包括的職務命令』による勤務であり、公務として扱う」との見解に基づき、違法な時間外勤務を曖昧にせず、適正な勤務時間の割り振り変更を行うよう校長を指導してください。

(1) 厚生労働省「基発第339号通達」・文科省「06年4.3通達」をすべての校長・教頭に周知し、それを遵守すること。

回答： 既に周知され、各学校で遵守されていると考えている。

(2) 職員の職場実態に合った勤務時間の割り振り・運用を実施し、時間外労働を生じさせないこと。

① 「在校時間状況記録」を超過勤務時間を集計でき、勤務の割り振り変更簿の機能も有するものに改善すること。

② 「医師による面接指導」の体制整備を図るとともに、職員への確実な周知を徹底すること。

ア 1月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超える場合は、医師の面接が確実に受けられるようにすること。

イ 面接指導の「サービスの取扱い」は「勤務」とすること。学校外での実施は「出張」とすること。

③ 「昼休憩が取れないときは、始業から7時間45分勤務した時点で勤務を解かれる」ことをすべての学校間で確認し合うこと。

④ 休憩時間中や勤務時間外の部活動指導があった場合は、確実に勤務時間の割り振り変更が行われるよう校長を指導すること。

⑤ 勤務時間内に業務が終了することをめざして、業務の合理化・学校運営のスリム化を図ること。

回答： ①④について：「在校時間状況記録」や割り振りの記入等については適切に行われていると把握している。

回答： ②について： 正規に割り振られた勤務時間を超えて行われる業務が相当の時間を超過した場合に行う「医師による面接指導」体制については整備をしている。今後は、制度の有効活用に向けて努力したい。

回答： ③について： 昼休憩は適切にとられていると把握している。

回答： ⑤について： 努力するよう校長に伝える。

(3) 割増賃金の対象外となる教育職員についても次の点での徹底を図ること。

① 「給特法」によって、「原則として時間外勤務を命じないものとする」と規定される教育職員については、勤務時間の適正管理がより厳格に行われるべきである。

いかに掲げる項目に沿った勤務時間管理を行うとともに、その徹底を図ること。

ア 教育職員の勤務時間については、次の基本原則に基づいて運用されることを確認すること。

- ・ 教育職員の週あたり勤務時間は38時間45分であること。
- ・ 教育職員には原則として時間外勤務を命じないこと。

イ 教育職員の勤務時間において、年度当初に割り振られた勤務時間を変更し、もしくは超える勤務が必要となった場合には、その都度「勤務時間の割り振り変更簿」等客観的にわかる形で適正に行い、“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保されるように運用すべきであることを確認し、特に、次の点を十分配慮すること。

- ・ 「割り振りの変更」は、原則として前週の終わりまでに、すべての教育職員・該当職員に文書で明示すること。宿泊を伴う引率業務などについては、可能な限りその週での調整を行い、場合によっては事前・事後週も含めた平均で“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保できるよう「割り振りの変更」を行うこと。その際、できるだけ短期の週での平均で処理するよう配慮を行うこと。「変更後の割り振り」についても管理者が現認すること。

- ・ 当日になって生じる「勤務時間の超過」についても、割り振り変更簿に記録し、“1週間の勤務時間は38時間45分”の基本原則に沿って「割り振りの変更」を行うこと。
- ・ 割り振りの原則は、1週につき38時間45分であり、その適正運用は、管理者の責任であり、確実な現認を基本とするが、もし時期的に困難な場合は長期休業等の運用も含めた確実な割り振り変更をすること。

ウ 部活動、対外行事、関連行事などに関わる週休日の引率業務は、「第1義的に出張」と取り扱うべきである旨の指導の徹底を図ること。部活動等に関わる次の事項を確認するとともに、時間把握を正確に行うこと。

- ・ 引率業務が予定されている週休日等については、「週休日の振替」によって対応し、週2日が確保されるように運用を行うこと。
- ・ やむを得ず、「出張」扱いにできない場合にも、本人の同意を原則とし、週休日等の引率業務を含む「割り振りの変更」を行い、週2日の週休日・38時間45分労働の原則が遵守できる運用を行うこと。
- ・ 引率業務における勤務時間は、その実労働時間を正確に把握し、超過労働時間については、「勤務時間の割り振り変更」を実施すること。休憩の配置については、労基法の自由利用・一斉付与の原則に基づき実質が保障できる内容のみとすること。
- ・ 部活動は、勤務時間の適正を図るために、社会体育に早急に移行すること。

回答： 教育職員の勤務時間や割り振り変更については、泊を伴う行事や部活動の引率も含めて、適切に行われていると把握している。部活動の社会体育への移行については、**地域連携型の部活動**としている。

(4) 休息時間の廃止により、これまで以上の労働強化が進行することがないようにすること。県教委の「学校職員の勤務時間に関する規則の施行について」等一部改正について（通知）を各職場に周知徹底し、午後の旧休息時間にあたる終業前15分間に打ち合わせなど諸会議を組むことのないようにすること。

回答： 休息時間の廃止により、これまでの勤務時間及び休憩時間に対する考え方が変化するものではない。労働強化防止については努力していると把握している。

II 憲法や「子どもの権利条約」の理念に則り、すべての子どもたちに、人間らしい成長と人格の完成をめざした教育を保障するための人的・物的環境充実に関すること。

1. 子ども・保護者・教師の願いが反映された教育課程づくりのために時間と予算を保障してください。

(1) 教員の持ち時間数の適正化を図るために、教員定数の改善を関係諸機関に強く働きかけること。また、定数法上、学級対応教員である教頭・教務・「校務主任」には、本務以外の仕事をさせず、持ち時間数を適正にすること。小学校においても、担当する教科は、評価を伴う専科とすること。

回答： 持ち時間数の適正化は、各校で努力されていると把握している。

(2) 「35人学級」が、小中学校全学年に拡充されるよう国や県にはたらきかけること。また、少数学級実現に必要な常勤講師を市でも独自に配置すること。

回答： はたらきかけはしていくが市独自措置は考えていない。

(3) 通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する支援を、在籍学級担任や特別支援学級担任任せにせず、独自に人的配置をすること。

回答： 検討していきたい。

(4) 「学級運営等改善対応非常勤講師配置事業」の加配教員が年間引き続いて勤務できるよう市独自で措置すること。

回答： 考えていない。

(5) 用務員を全て正規採用にすること。

回答： 現時点では考えていない。

2. ユネスコの『教員の地位勧告』・CEART 勧告を尊重して、教育行政をすすめてください。

(1) 職員を分断する県の教職員評価制度導入に反対すること。

回答： 考えていない。

(2) 教員免許更新制に反対すること。当面、教員免許更新制度導入にあたっては、次の点を配慮すること。

① 情報を提供し、確実に講習を受けられるよう条件整備すること。

② 経済的負担を軽減するための補助をすること。

回答： 制度への反対は考えていない。

①については引き続き努力していく。

②については考えていない。

3. 子どもの学びを歪める「全国学力・学習状況調査」に参加しないでください。もし、参加しても、学校が事前のテスト対策をしたり、市および学校別の点数の公表をしないでください。

回答： 不参加は考えていない。点数の公表についても現時点では考えていない。

4. 「新しい学校づくり推進事業」により、学校間格差が広がらないようにしてください。

回答： 各学校の充実した教育活動を支援するために努力したい。

5. 特別支援学級をなくさないように国や県にはたらきかけてください。

回答： 国や県の動向を注視していきたい。

6. 「教育公務員特例法」の趣旨をふまえ、教師の自由な研修を保障してください。

回答： 校長もよく努力していると考えている。

7. 学校訪問は、教育条件・教育諸施設・設備の整備充実のための意見交換の場にしてください。

回答： 全く考えていない。

8. 道徳の教科化が導入された場合においても、愛国心の強要など、子どもの内心の自由が侵されるような評価を行わないよう校長を指導してください。

回答： 学習指導要領に従って行われるものと考えている。

9. 学校教育の場において「日の丸」「君が代」を強制し、子ども・教師・父母・及び行事参加者の内心の自由を侵すことのないよう校長への指導を徹底してください。

回答： 学習指導要領に従って行われるものと考えている。

10. 体力テストは、各学校の裁量で実施できるようにし、全国一斉に実施される体力テストには参加しないようにしてください。

回答： 考えていない。

11. 市主催の会議・委員会を削減したり、各種行事の精選・簡素化を図り、学校運営に支障をきたさないようにしてください。

回答： 引き続き努力していく。

12. 健康診断表や歯の検査表についても、指導要録と同様にコンピュータ処理ができるようにしてください。

回答： 現時点では考えていない。

＝教育の人的・物的環境に関すること＝

《協議》

(持ち時間数の適正化について)

組合 「持ち時間の適正化を図ってください」という内容で、職場には再任用や非常勤など人はいっぱい増えているのに担任の授業持ち時間は減っていない。小学校の場合、教務・「校務」が評価をする教科を持たず、TTのT2とか書写とか特別支援学級にちょっとお手伝いに入るなど、専科教諭としての役割を果たしていないところに問題がある。市教委としては介入せず学校任せにしているのか。

教委 学校裁量である。

組合 各学校の問題であるとは思いますが、実態として承知しておいたほうがよい。今後も教務・「校務」が評価の必要な教科の授業をもたなくなる傾向は続くと思われるので。

Ⅲ 小牧の教育の充実と労働条件改善のための教育予算に関すること

1. 図書館教育の充実を図るため、以下のことに取り組んでください。

(1) 図書購入などのための予算の増額。

回答： 有効活用を期待する。

(2) 専任司書の配置。当面は、司書教諭が職務を果たすための条件整備。

- 回答： 学校図書館臨時職員の活用に期待する。
- (3) 図書の廃棄手続きの簡略化。
- 回答： 検討したい。
2. 消耗品費・移送費等の増額してください。
- 回答： 現状の予算で対応したい。
3. 「健康手帳」を廃止し、教育予算を有効活用してください。
- 回答： 今後の課題としたい。
4. 研修の拡充のため、以下の施策をとってください。
- (1) 現職教育費・委託研究費の増額。
- 回答： 検討課題とするが、適切な執行をお願いしたい。
- (2) 学校教育ではない市の行事、社会教育関連の行事への出張は市費で支出。
- 回答： 予算の範囲で努力している。
- (3) 学校長に対する、旅費運用についての研修と指導・監督の強化。
- 回答： 校長は努力していると考えている。
5. 学校の諸施設・設備の整備・備品充実のための予算を増額してください。
- (1) 学習効果が上がる教室環境等の整備・拡充。
- ① 特別教室の確保
- ② 小学校における心の相談室の整備
- ③ 全特別教室へのエアコン設置
- 回答： ①②について 現状では物理的に困難であり、各校の工夫による対応をお願いしたい。
③について 現時点では考えていない。
- (2) 児童クラブは、校舎外に設置するよう市にはたらきかけること。
- 回答： こども政策課に要望として伝える。
- (3) トイレ改修をさらに進めること。
- ① 洋式トイレの増設
- ② 臭石除去など異臭の防止対策の業者委託
- 回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。
- (4) 炎天下でのプール指導の安全のために屋根の増設、滑りやすいコンクリート床の改修を行うこと。
- 回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。
- (5) プール清掃の業者委託
- 回答： 現時点では考えていない。
- (6) シャワー・汚物処理室の設置。
- 回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

(7) コンピュータに関わるトナーなどの諸経費および修理費は、一般消耗品費や営繕費とは別枠予算化すること。

回答：現時点では考えていない。

(8) 学校用携帯電話の配備

回答：現時点では考えていない。

6. 経済効率優先ではなく、教育的な視点から学校給食や図書館業務の民間委託化を見直してください。

回答：第6次小牧市総合計画新基本計画に基づき、効果的効率的な自治体経営を進めていくなかで、学校給食や図書館業務の適切な民間委託化を実施していく。

＝教育予算について＝

《協議》

組合 来年度小学校普通教室へのエアコン設置は決まったのか。

教委 決まった。

組合 引き続き音楽室などの特別教室への設置もお願いしたい。市教委としてはどう考えているか。

教委 1日のうちで最も長く過ごす普通教室を優先した。特別教室については今のところは考えていない。

組合 プール清掃の公費負担について、近隣市町では実施しているところもあるのでぜひ検討を。「教労こまき」に調査資料を載せてあるので、ご覧おきを。

<資料> 近隣市町の業者委託によるプール清掃の実施状況 (2015.12.21 小牧市教職員労働組合調べ)

市町村名	小学校	中学校	備 考
豊山町	○	×	小学校は5年以上前から。中学校は生徒作業。
清須市	○	×	H23年度から市で一括業者委託。H26年度までは中学校も業者委託。H28年度も中学校は委託なし。
春日井市	○	×	H26年度～。中学校は生徒作業。
一宮市	○	×	H27年度～。中学校は生徒作業。当面、小学校のみで実施予定。

5 おわりのことば

(調査依頼事項に関する口頭回答)

○ 11月の在校時間調査をもとに、総括安全衛生委員会で長時間労働対策は話し合われたか。

議題に上げた。

○ 残業時間のわかる在校時間記録簿を使用している学校数は？

4校。(次年度から採用する学校1校)

○ 来年度の産業医配置見込みは？

従前の4校(小牧中・応時中・米野小・味噌小)+新たに 2校(予定では小牧小・味噌中)

○ 今年度健康診断のまとめ、休職者数と休職理由

2016年3月末現在 1名